4. 鳥取市の歴史的環境

平成 16 年 (2004)11 月に1市8町村の広域合併を行い、現在の枠組みとなった本市において、現在まで調査研究に基づいて総括的に取りまとめた鳥取市史は作成されていません。しかし、本構想を策定するにあたり、本市の歴史を概観する必要が生じたため、以下のとおり時代ごとに歴史を概観します。なお、本市の正式な歴史的環境通史については、ひき続き調査研究を進め検証を重ねていまきます。

(1)歴史の始まり

【旧石器時代】

旧石器時代は、人々が石を打ち欠いて道具を作り、狩猟と採集を中心に暮らした時代です。気候は今よりも寒く、海面は現在よりも 100 m以上低くなっており、日本列島と大陸がつながっていたと考えられています。日本海の海底からは今は絶滅したナウマンゾウの牙が見つかっています。鳥取県内の旧石器時代の遺跡は大山山麓を中心に確認されていますが、市内では旧石器時代の遺跡は確認されていません。しかし浜坂や気高町八束水(やつかみ)地内では旧石器時代に属すると考えられる石器が出土していることから遺跡が存在する可能性が考えられます。

【縄文時代】

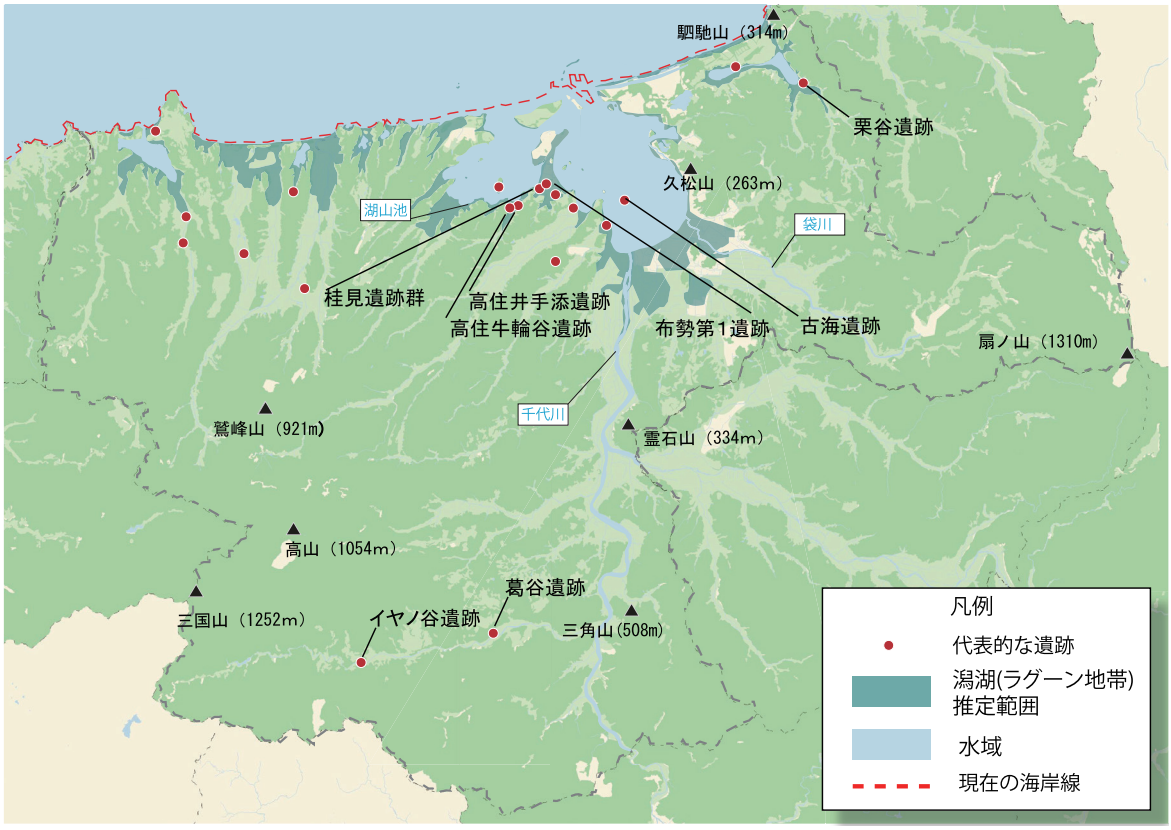
旧石器時代が終わり、縄文時代が始まる約 1 万 2,000 年前、世界中で大規模な気



● 縄文時代前期

候の変動が起こり、寒冷な気候から温暖化が始まります。海水面は徐々に上昇し、約6,000年前には現在よりも数メートル高くなり、海が内陸部まで入り込んでいます。その後、約4,700年前から3,700年前になると再び寒冷化が進み、海面の低下が進み、現在の平野部が形成されるようになります。また気候変動に伴い、植生も亜寒帯性針葉樹林から照葉樹林に変わり、人々がより暮らしやすい環境へ変わっていきました。市内における縄文時代の生活の痕跡は縄文早期まで遡り、沿岸部から5kmほど内陸に入った鹿野町の柄杓目遺跡、気高町の日光長谷遺跡、湖山池周辺の高住井手添遺跡、高住牛輪谷遺跡などから押型文土器が出土しています。縄文時代前期以降の遺跡の数は、湖山池周辺や鳥取砂丘の後背部や後背湿地周辺、山間部で人々の暮らしの痕跡の確認が進み、徐々に増加しています。

潟湖である湖山池周辺には数多くの遺跡が確認されており、代表的なものとしては桂見遺跡群と布勢第1遺跡が挙げられます。桂見遺跡群では、縄文時代前期末から晩期後半にかけての土器が大量に出土するとともに、県指定文化財に指定されている丸木舟や杓子、編み物などの精巧な木製品が出土しています。布勢第1遺跡では縄文時代中期から後期にかけての土器が出土しており、この地域の縄文時代後期の標識土器となる「布勢式」と呼ばれる土器も出土しています。また鳥取砂丘の後背部や後背湿地周辺にも縄文時代の遺跡は点在し、中期末から後期中葉にかけて隆盛する栗谷遺跡では多くの土器とともに秀麗な木製杓子が出土しており、国の重要文化財に指定されています。このほか、千代川上流域の佐治町地域では石棒が出土したイヤノ谷遺跡、縄文時代中期の土器が出土した葛谷遺跡などが確認されています。縄文時代終末期になると鳥取平野にも人々が住み始め、千代川の自然堤防上には古海遺跡が確認されています。



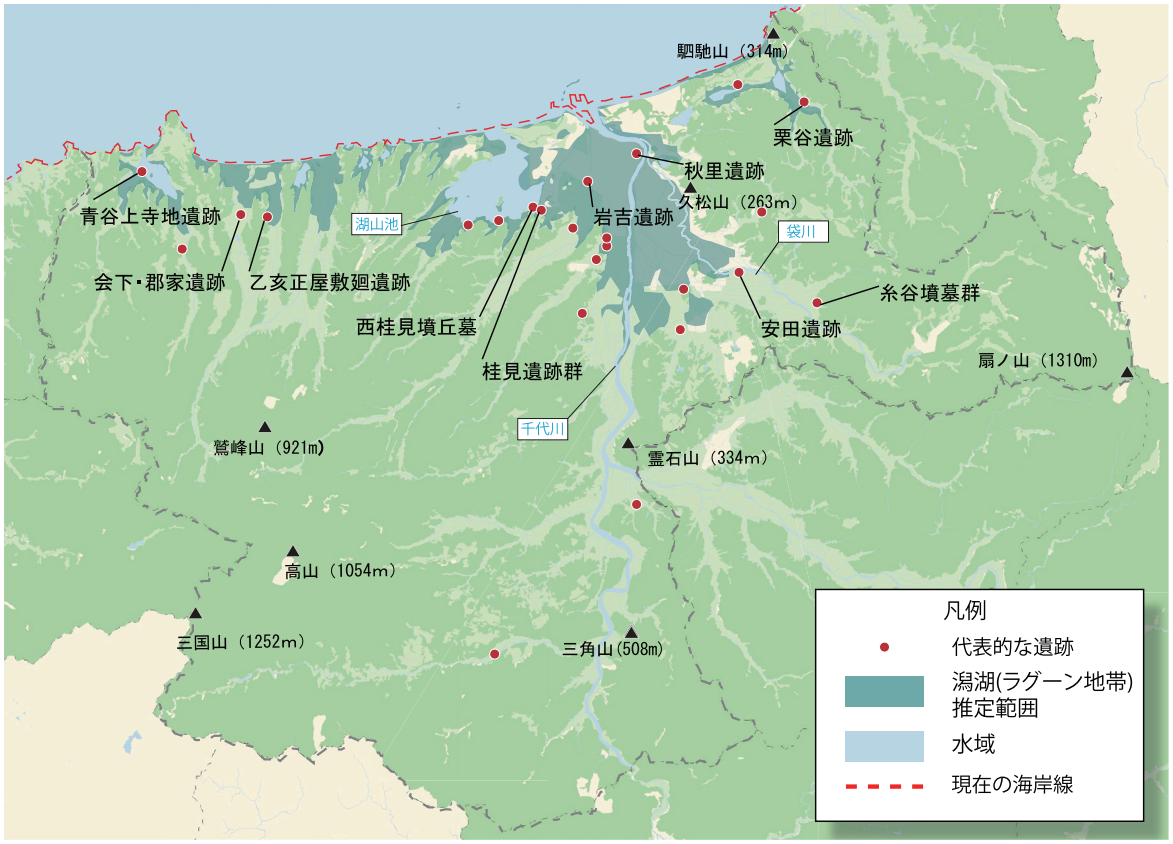
● 縄文時代後期

【弥生時代】

弥生時代になると縄文時代の狩猟採集を中心とした暮らしから、稲作を中心とした暮らしに変わっていきます。各地域の河岸段丘上や丘陵裾部には住居跡、稲作に適した潟湖（ラグーン地帯）（以後潟湖とする。）周辺には水田遺構を伴う遺跡が確認されているほか、沿岸交通と交易の拠点となり、人々やモノを各地域へ運んでいきました。潟湖周辺の遺跡としては青谷上寺地遺跡（国史跡）や桂見遺跡群、栗谷遺跡、稲作に適した平野部の遺跡としては岩吉遺跡、秋里遺跡、安田遺跡、人々が暮らした河岸段丘上の遺跡としては会下・郡家遺跡、乙亥正屋敷廻遺跡などが確認されています。

青谷上寺地遺跡（国史跡）は、「地下の弥生博物館」と称されるように、土器や石器だけでなく木製の生活道具や建築部材などの遺物が良好な状態で見つかっていて、国の重要文化財に指定されています。また『魏志倭人伝』の「倭国乱」を示すと思われる殺傷痕のある人骨や脳組織も見つかるなど本市の弥生時代を代表する遺跡となっています。弥生時代の日本海沿岸、特に山陰地方を中心に方形の四隅を張り出し、墳丘斜面部に貼石を施す四隅突出型墳丘墓が出現しますが、因幡地方では糸谷1号墓、西桂見墳丘墓のみが知られています。

●潟湖（ラグーン地帯）
約4,700年前から3,700年前の寒冷化によって海面の低下が進み、現在の平野部が形成されましたが、出現した平野部には海から取り残された湖や湿地帯が拡がっていました。本構想では、このような地理的条件となっていたと推定される範囲を、潟湖（ラグーン地帯）としています。



●弥生時代

(2)古代の鳥取市

【古墳時代】

古墳時代に入ると海や平野部を見下ろす丘陵上や潟湖の近辺、また海や潟湖と川でつながる丘陵上などに数多くの古墳が築かれていますが、本市を南北に流れる千代川中・下流域の左岸や鳥取平野南部に大型の前方後円墳が築かれていきます。また大型の前方後円墳が見られない地域もありますが、小・中河川沿いの丘陵上には古墳群が形成されており、こういった地域的なまとまりが後世の郷や郡につながっていったと考えられます。

地域別にみていくと、千代川左岸・湖山池周辺では、弥生時代からの系譜を引き継ぐ方墳の桂見2号墳に始まり、本高(もとだか)14号墳、布勢古墳(国史跡)、大熊段(おおくまだん)1号墳(市史跡)と大型の前方後円墳が前期から後期にかけて築かれていきます。一方、鳥取平野南部は前期前葉の方墳である美和32号墳に始まり、前期後葉の六部山3号墳、古郡家(ここおげ)1号墳と大型の前方後円墳が続けて築かれますが、中期中葉以降になると大型の前方後円墳は築かれなくなっていき、後期から終末期にかけては小型の円墳が丘陵上に数多く築かれていきます。

千代川上流域では、前期にさかのぼる古墳は確認されていませんが、中期頃になると嶽(だけ)古墳（市史跡）や中井1号墳などのように全長50mを越える大型の前方後円墳が築かれるようになり、後期には大井1号墳、鷹狩1号墳などのように横穴式石室を持つ古墳が築かれるようなっていきます。西因幡地域でも丘陵上に前期から古墳が築かれ、中期になると西山1号墳（市史跡）のような大型の前方後方墳や宝木12号墳（市史跡）の



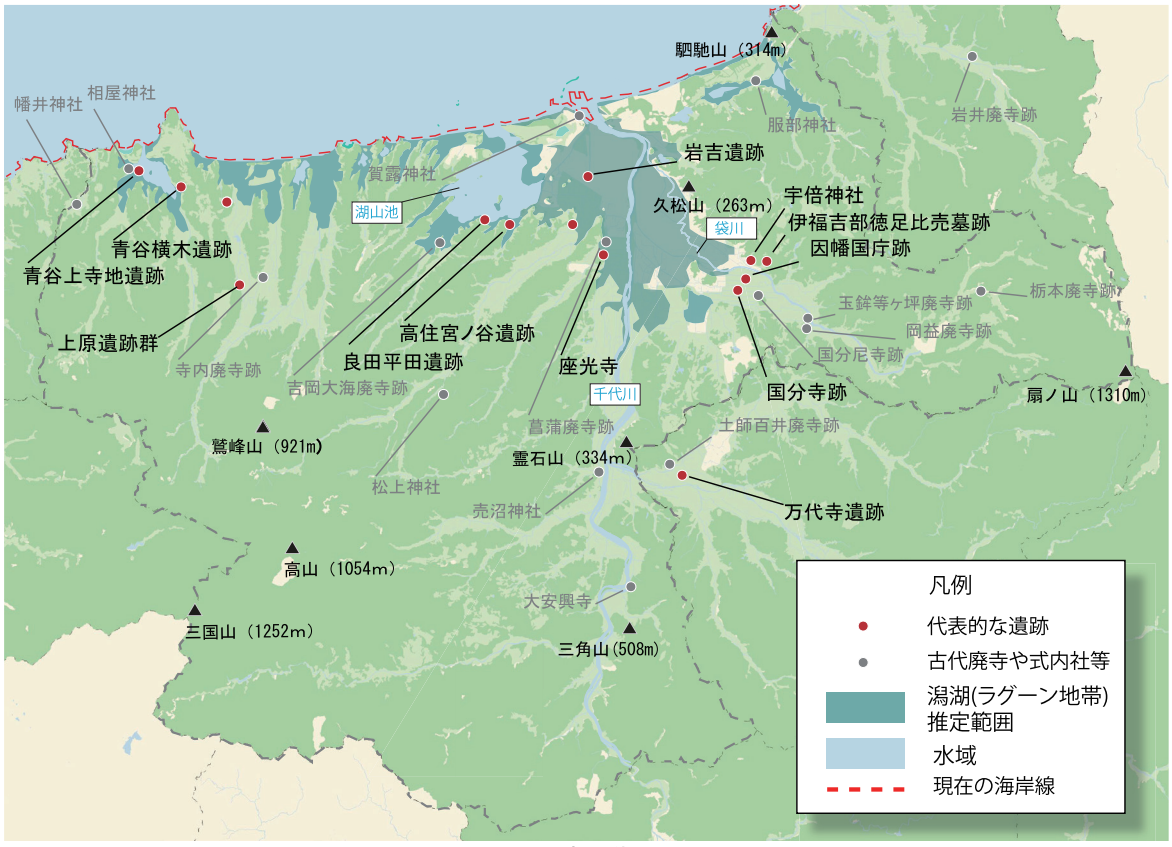
● 古墳時代

ような小型の前方後円墳が築かれます。後期になると阿古山22号墳（県史跡）のように大型の板石を立てて奥壁や側壁に利用した地域色の強い横穴式石室が県中部から西因幡を中心に丘陵裾部に築かれていきます。

このほか坊ヶ塚古墳、空山古墳群、鷺山古墳（いずれも県史跡）など線刻壁画を持つ装飾古墳が築かれるようになり、中でも梶山古墳（国史跡）は多角形で中国地方では珍しい彩色壁画が施されています。市内の古墳時代の最終段階である7世紀後半の千代川左岸では畿内政権との関わりを示唆する横口式石槨を持つ山ヶ鼻古墳（県史跡）が築かれ、市内の古墳時代は終焉を迎えます。

【古　代】

律令体制下の鳥取県には因幡国と伯耆国が置かれ、本市が属する因幡国は巨濃郡・法美郡・邑美郡・高草郡・気多郡・八上郡・智頭郡の七郡に分けられ、政治の中枢である国庁は法美郡に置かれていました。国庁跡からは平安時代から鎌倉時代にかけての建物跡のほか「仁和二年假文」(886年)と書かれた題箋軸や墨書土器、硯などが出土しています。この時期、都から見て因幡国は「近国」であり、伯耆国から西は「中国」とされていました。また各郡には郡衙が置かれ、気多郡は上原遺跡群、八上郡は万代寺遺跡（八頭町）が郡衙推定地に比定されています。全国の国庁あるいは郡衙などの公的機関周辺は道路網も整備され、官道として「七道駅路」と呼ばれる七路線が敷設され、本市を通る山陰道もそのうちの一つです。官道に置かれた駅家は確認されていませんが、国史跡青谷上寺地遺跡や青谷横木遺跡では古代山陰道と考えられる道路



古　代

遺構を確認し、古代の土木技術や柳の街路樹の存在が明らかになりました。また道路遺構に接するように道路状の盛土や石敷などの条里遺構も確認されています。7世紀から8世紀にかけて各地で地方豪族の氏寺や国分寺や国分尼寺といった官寺の創建が行われ、因幡国では 12 寺が確認されています。国庁が置かれた法美郡では国分寺・国分尼寺を含めて6寺が創建されたほか各郡に1寺から2寺が創建されています。

国庁付近には、因幡一宮の宇倍神社、伊福吉部徳足比売墓跡 (国史跡) があり、中央政府との強いつながりがうかがわれます。

古代の祭祀は役所や寺院など公的機関を中心に行われ、古代山陰道が確認された青谷横木遺跡では斎串や馬形・人形などの祭祀具が大量に出土しており、郡衙の出先機関があった可能性が考えられています。このほか千代川下流左岸、湖山池周辺は天平勝宝7年 (755) に東大寺領荘園として南北 10 条の条里制を施行する高庭荘が成立しましたが、荘園経営はうまくいかず、徐々に衰退し、10 世紀後半には完全に廃れてしまいます。湖山池周辺の良田平田遺跡や高住宮ノ谷遺跡、岩吉遺跡などでは木簡や墨書土器・緑釉陶器などが出土しており、役所あるいは荘園に関する出先機関があったと推定されています。平安時代の後期の因幡国の様子については、因幡守 平 時範の日記『時範記』に京都からの下向の記録があります。また、『因幡堂縁起』(国宝) に登場する座光寺の存在など、古代の因幡国が京につながる先進地であったことがしのばれます。

(3) 中世の鳥取市

平安時代以降の因幡国の状況は、残された資料が少なく、断片的にしかわかりません。しかし、因幡国においては、国府を中心とする朝廷の行政機構が、他の地より機能を保っていたようです。

早い時代から開発が進んでいた法美・智頭・八上・気多郡では、開墾による私領の増加が進まず、鎌倉時代、南北朝時代、室町時代を通じて国衙領 (公領) の形式を残していました。もとの因幡国庁周辺は「府中」という名称で、京都から公家が赴任し、在国して領地を経営することが戦国時代まで継続していました。古代には開発があまり進んでいなかった巨濃・八東・邑美・高草郡では、国衙領以外の社寺などの荘園が経営されました。これらの地域では開発領主が成長する余地も大きく、中世的社会への移行が早く進んだものと思われ、反対に前代の先進地であった国府周辺では古くからの仕組みや京都の朝廷とのつながりが他地域より長く続いていたようです。戦国時代の小勢力の乱立や天正8年 (1580) から9年 (1581) の羽柴秀吉を総大将とする織田信長の中国侵攻に伴う混乱、江戸時代の鳥取藩による藩領の再編成の影響もあり、中世の様子を明瞭に伝える資料は残されていませんが、和泉式部とその娘小式部内侍の生誕地、安徳天皇・平家の落人の来訪地、源 範頼の墓所などの鳥取各地の古代・中世に係る伝承が、近世になって掘り起こされています。

また、発掘調査でもあまり中世の様子ははっきりわかっていませんが、近年気高町内で行われた発掘調査では、弥生時代から近世に至るまでの集落跡や鎌倉時代から江

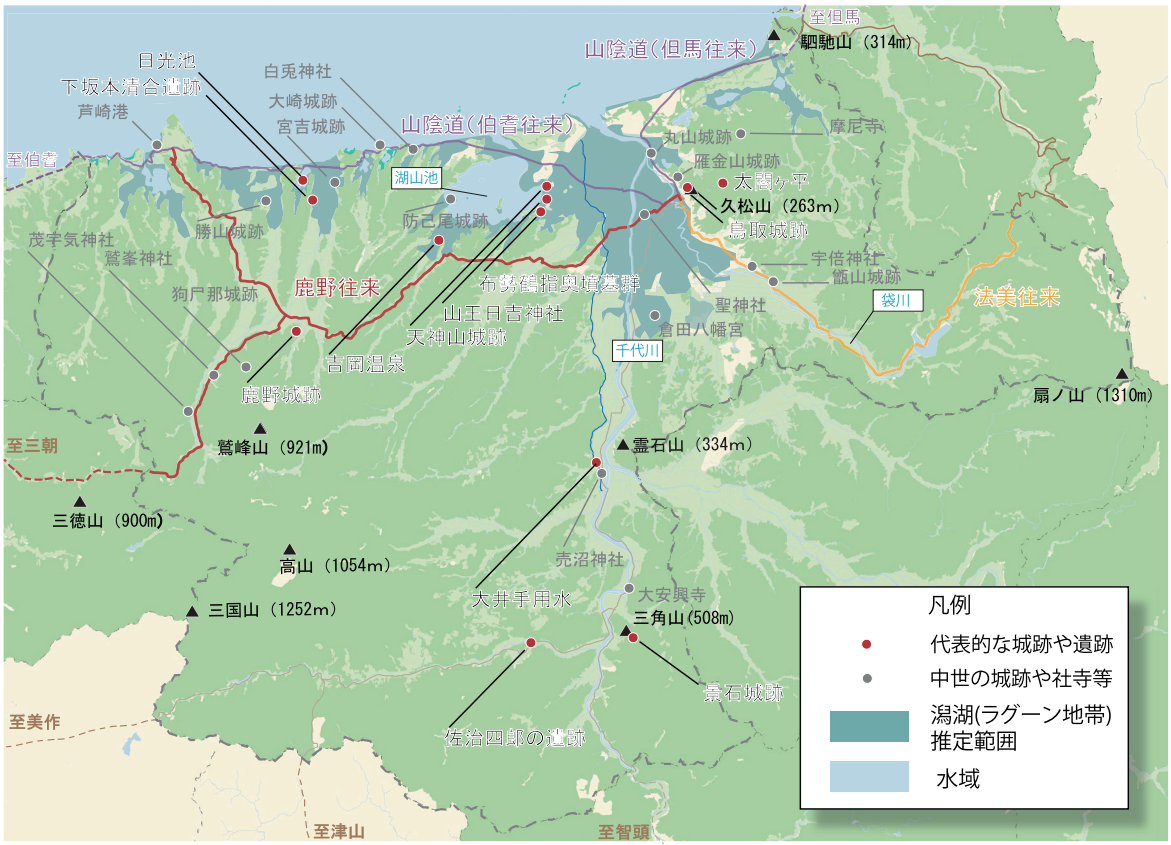
戸時代にかけての水田跡が確認されています。下坂本清合遺跡では室町時代に埋められた備前焼の壺の中から15000枚を超える埋蔵銭が発見されています。また、会下・郡家遺跡の調査では、西日本最多の地下式坑が確認されています。この地下式坑の用途ははっきりわかっていませんが、骨等が見つかっていないことから葬地ではなく、地下室として利用したと考えられます。現在のところ、亀井茲矩領内でしか確認できないことから、何らかのつながりがある可能性も考えられます。

【鎌倉時代】

鎌倉幕府の成立期には、源頼朝の意向により、大江広元が元暦元年(1184)因幡守となり、目代大井実春が因幡国衙へ送り込まれています。翌年にはさらに土御門通親が知行国主として送り込まれ、歴代、国守を務めるようになりました。守護所も国府に設置され、因幡における鎌倉幕府の拠点として機能したと考えられています。佐治町の切明神社に墓所が残る佐治氏のように、鎌倉幕府の御家人に加えられ、地頭職を得る開発領主もありました。古代からの中心地である法美郡に加え、これらの開発領主が各地域で次第に割拠していくようになりました。

【室町時代】

南北朝以降、因幡の国衙領の支配権は、因幡一宮の支配領域を通じて勢力を広げた持明院統(北朝方)が握り、京都の貴族である柳原家が管理していました。柳原家は応仁の乱を機に京都から因幡に下向し、三代にわたって居住し、その墓所である柳原寺



● 中　世

跡が百谷に所在しています。因幡全体に北朝の勢力が及んでいたことは、青谷町で発見された北朝年号の板碑「嘉慶の碑」(市保護文化財) からもうかがい知ることができます。

室町時代になると、有力守護である山名氏の領国の一つとなりました。山名氏は、まだ機能していた国衙領を守護領化し、守護領国としての支配を確立しようとしました。その状況は北川家文書 (県保護文化財) などから垣間見ることができますが、他の山名の領国 (但馬国) や伯耆と比べて支配力が弱く、特に応仁の乱以降は但馬山名氏や、国人勢力 (地域の有力者) との抗争が長く続きました。この頃には、吉岡温泉が知られるようになっていたようで、島津家久が天正3年 (1575) に京都から薩摩に戻る途中で入湯しています (『中書家久公御上京日記』)。

【戦国時代～安土桃山時代】

応仁の乱後、因幡国では山名氏に従う守護勢力の不振と国衙の衰退、国人層の成長により、小規模勢力が乱立する状況が続きました。現在も非常に多く残されている山城の遺構は、この頃の「村々の城」を端緒とするものも少なくありません。

天正年間 (1573 ～ 1592) には、出雲国の戦国大名である尼子経久が、山陰・山陽8か国の守護として因幡を掌握しますが、尼子氏は安芸国の戦国大名だった毛利氏に滅ぼされ、毛利氏に従う武田高信が、元の守護である山名氏を放逐して、一時的に因幡国の国主となります。その後但馬山名氏の一門である山名豊国が山中幸盛ら尼子再興勢力の支援を受けて武田高信を滅ぼし、因幡守護に返り咲きますが、織田と毛利の板挟みとなって、天正8年 (1580) に国主の役割を放棄させられることになります。

この間に、因幡国の中心は国府からいったん湖山池のほとりにある天神山城 (県史跡) に移り、山名豊国の代に鳥取城に移されています。当時の湖山池はまだ海とつながっており、布勢古墳のある卯山の周辺が水上交易の拠点となっていました。天神山城は、卯山と隣接しておかれた守護所で城山を壕で囲む総構的な構造を持っていたと考えられています。また卯山近くの丘陵上には葬地が設けられており、布勢鶴指奥墳墓群では中世墓が多数見つかっています。

豊国追放後、中村春続ら因幡国の国人と、織田勢力により但馬国から追われて合流していた奈佐日本助ら但馬の国人たちは、鳥取城主として毛利の部将・吉川経家を迎えて天正9年 (1581) に羽柴秀吉と対峙しましたが、兵糧攻めによって敗北しました。この鳥取城 (国史跡) の戦いの際の陣跡は、本陣である太閤ヶ平 (国史跡) をはじめとして多くの現存が判明しており、当時の大規模な合戦の状況を知ることができます。

落城後、宮部継潤が鳥取城主となり、鹿野城 (市史跡) には亀井茲矩、景石城 (市史跡) には磯部豊直が配置されましたが、慶長5年 (1600) の関ヶ原の合戦に際し西軍についた宮部氏・磯部氏は改易され、鳥取城は池田長吉の居城、景石城は若桜鬼ヶ城城主となった山崎家盛の持城となりました。鹿野城や景石城、鳥取城山上ノ丸には、安土桃山から江戸時代初期の近世城郭の姿を示す貴重な遺構が残されています。

この時代に、亀井茲矩に代表される日光池の干拓や大井手用水のような、大名権力による大規模な治水・用水の整備や干拓等による新田の開発が行われました。

(4)近世の鳥取市

元和3年 (1617) に池田長幸（池田長吉の長男）が備中松山、亀井政矩（茲矩の子）が津和野 (石見国)、山崎家治（家盛の子）が備中成羽に転封となり、池田家宗家の池田光政が、因幡・伯耆の藩主として入封し、大山寺領を除く因伯2国、32 万石の鳥取藩領が成立しました。藩の大きさに釣り合う居城や城下町がなかったため、この時、近世城郭として鳥取城を整備し、袋川を開削して久松山下の湿地帯を城下町として整備する大規模な事業が始められました。しかし、城下町の整備が進まなかったため、光政の家臣の中には所領に住み帰農する者もあったとされています。

因幡国では検地が行われ、藩領支配の基礎が築かれましたが、寛永9年 (1632) に岡山藩主・池田忠雄が死去しその子光仲が3歳で後継者となると、岡山藩と鳥取藩の池田家同士で国替えが行われ、以降、明治まで続く鳥取池田家の鳥取藩が成立します。岡山池田家が宗家であるのに対して、鳥取池田家は家康の外曾孫・池田光仲を祖とし、徳川一門に連なる家として対等以上の家格をもっていました。

近世初頭の国替えと当時の大都市・鳥取城下町の整備は、古代以来の因幡国在地の文化と、池田家や国替えに追従してきた他国の人々との文化の交流を進めました。また、初代藩主・池田光仲以来の鳥取藩の長く続く統治は、その流れを受けて現在に続く鳥取地域の気風を醸成しました。古代の官道であった山陰道のような大きな街道からは外れていましたが、国持大名である鳥取池田家の所領として、その城下町は全国屈指の規模を誇り、文化的にも独自の発展を遂げることになりました。

特に武道･能楽･角力といった、初代藩主光仲も好んだとされる技芸は高い水準を誇り、



近　世

市指定無形文化財である「雖井蛙流平法」や、三代藩主池田吉泰の収集した能面 (現在は彦根城博物館、大倉集古館など全国に分散して収蔵されている) などでそれを偲ぶことができます。また、儒学・医学・歴史学などについても、それぞれの分野で特徴ある人物 (儒学の渓百年、種痘を行った原田帯霞、「因幡国の三大地誌」である『因幡民談記』・『因幡志』・『鳥府志』の著者小泉友賢・安陪恭庵・岡島正義など) を輩出しました。

日本初の蘭和辞書『ハルマ和解』の著者稲村三伯や、江戸後期を代表する和歌の学派である「桂園派」の中心人物香川景樹のように、全国的にも名を知られた人物も出ています。絵画においても、藩絵師・沖一蛾などの沖家の歴代や土方稲嶺、谷文晁の弟で『蝦夷風俗圖式、蝦夷器具圖式』(市保護文化財) の画者でもある島田元旦といった多彩な人物が活躍しました。

幕末維新の時代に、反射炉による大砲の鋳造・それを据える砲台の建造などを可能とする科学・技術の素地は、こういった中で形づくられました。

常設の芝居小屋や寄席、遊郭などを鳥取藩が許可しなかったため、派手な町人文化・遊郭文化は育ちませんでしたが、勧進のための相撲や人形浄瑠璃などは度々行われ、また、折々の寺社参詣や宗教行事 (精霊流し、うそつき豆腐) など、地に足のついた民衆文化が根付いていました。幕末には、紀州との結びつきで国学が盛んとなったほか、寺子屋や私塾も各地につくられました。

また、水害や火災といった災害を度々被り、元文4年 (1738) の元文一揆のような大規模な百姓一揆が発生したこともありますが、鳥取藩の 200 年は、現在の鳥取の地域文化の基礎を作った時代であるといえるでしょう。

(5)近代の鳥取市

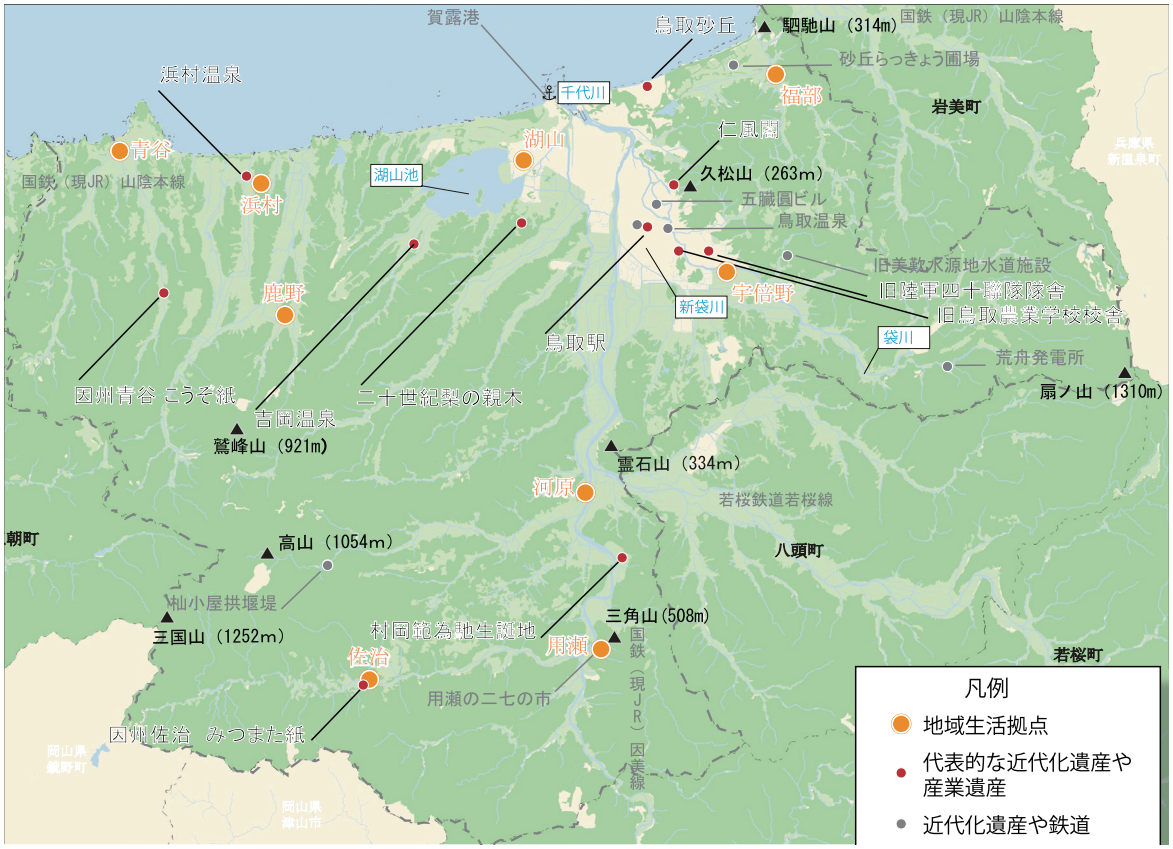
幕末・戊辰戦争の時代には、最後の藩主・池田慶徳が徳川幕府最後の将軍・徳川慶喜の兄だったため、微妙な立場にありましたが、薩摩・長州に次いで藩として鳥羽伏見の戦いに出陣し、奥羽戦争では薩摩藩と並んで旧幕府勢力との戦闘の矢面に立つ一方、降伏した会津藩主松平容保の身柄を鳥取藩江戸藩邸で保護するなど、新政府と徳川旧将軍家との調整役的な役割を果たしました。江戸で鳥取藩の剣術師範を務めた千葉道場の主で千葉定吉の子・重太郎などは、坂本龍馬の剣術の師であり、明治維新で活躍した北垣国道・原六郎ら但馬の尊王攘夷派の志士たちと鳥取藩の仲立ちとなった人物です。明治維新後、北垣は琵琶湖疎水の整備などで知られる名政治家となり、原は横浜正金銀行頭取をはじめ財界で重きをなして原財閥を築きあげた人物で、近代日本の成長にそれぞれ大きな役割を果たしました。因幡二十士と呼ばれた尊王攘夷派の志士たちのうち、坂本龍馬から鉄砲を贈られた河田左久馬（景与）は初代の鳥取県権令となっています。

明治維新後の鳥取市は、日本を挙げての文明開化の流れの中で、江戸時代の大藩の面影を失っていきます。明治新政府の主導する殖産興業策などの流れから取り残された東北や日本海側の諸地域は明治 20 年頃までに「裏日本」と呼ばれる後進地域と位置

付けられるようになってしまいました。また、明治9年 (1876) から明治 14 年 (1881) の約 5 年間、鳥取県は島根県に併合されましたが、この時、江戸時代以来の政治の中心地としての地位を失った旧鳥取城下町は著しく衰退しました。明治 22 年 (1889) の市制施行、明治 30 年 (1897) の歩兵連隊設置など近代化の努力は続けられていましたが、それらが実を結び始めるのは山陰鉄道の建設からで、明治 33 年 (1900) 境町（現境港市）から着工した山陰鉄道（現 JR 山陰本線）の西側の路線は明治 40 年 (1907) に鳥取までつながり、それにより皇太子（後の大正天皇）が山陰道を行啓（ぎょうけい）されました。この時旧藩主池田家により皇太子の宿舎として仁風閣（じんぷうかく）（国重要文化財）が鳥取城跡に建てられました。また行啓後からそれまでの遅れを取り戻すかのように近代化が進んでいきます。明治 45 年 (1912) 山陰本線が但馬側と接続したことで京都まで全通し、大正4年 (1915) 美歎水源地水道施設（みたにすいげんちすいどうしせつ）（国重要文化財）から鳥取市街地へ上水道が整備されて給水が開始され、大正9年 (1920) に鳥取高等農業学校の設置や都市計画の検討が大正時代の後半には行われ、また、度々水害を起こしていた千代川河口の直線化や袋川の付け替えといった河川改修も国の直轄事業として大正 12 年 (1923) から昭和9年 (1934) まで行われました。

福部、鳥取、湖山、浜村、青谷、用瀬といった戦後の町村の中心地でも、鉄道の開通により近代化が進みました。大正8年 (1919) には現在の因美線が因美軽便線として営業を開始し、昭和5年 (1930) には鳥取県東部のバス事業8社が合併して日ノ丸自動車が設立され、鉄道路線の及ばない地域にも近代交通網が整備されました。

明治 37 年 (1904) に千葉県から導入された二十世紀梨 (親木は県指定天然記念物)



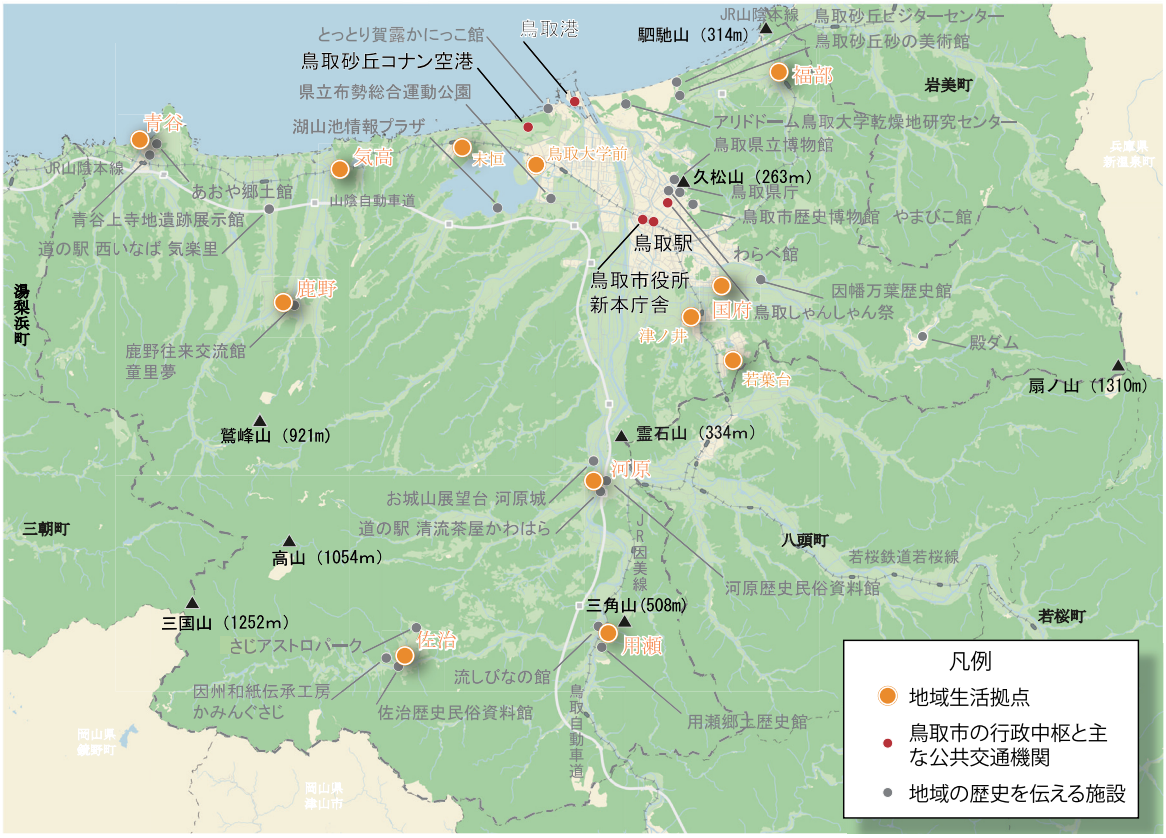
● 近　代

や高知県からの技術者の招へいによって改良が加えられた青谷や佐治などの手漉和紙 (いずれも県無形文化財) に、青谷の柳行李(やなぎごうり)など、あらたな特産品の生産も盛んになり、昭和恐慌の時代に入っても道路や宿泊施設の整備による砂丘観光、賀露の港湾整備などが進められました。

また明治政府が進める殖産興業政策の中で、福島県安積(あさか)原野 (現郡山市) や北海道などの開拓が進められ、福島県の安積開拓では明治 13 年 (1880) に鳥取士族 50 戸に移住の許可が下り、鳥取開墾社 (69 戸) が設立され、最終的には 67 戸が安積へ移住します。また北海道へは明治 17 年・18 年 (1884・1885) の釧路 (105 戸)・岩見沢 (105 戸) への士族移住に始まり、続いて北海道各地への屯田兵(とんでんへい)移住、さらには農民、漁民の自由移住が行われ、その後ハワイ、北米、ブラジルなどの海外移住にもつながっています。これらの移住が縁となり、北海道釧路市とは昭和 38 年 (1963)10 月 4 日に、福島県郡山市とは平成 17 年 (2005) 年 11 月 25 日に姉妹都市提携を結んでいます。

(6)現代の鳥取市

太平洋戦争終結後、本市にも昭和 27 年 (1952) まで連合国軍が進駐しました。昭和 18 年 (1943) の鳥取大地震からの不充分な復興と終戦による引き揚げ者の増大などが重なり、袋川や鳥取城跡に仮設的なバラック住宅が建築され、またヤミ市が開かれるなど、混乱の中でも賑わいが戻りつつありました。昭和 22 年 (1947) には昭和天皇の行幸があり、地域を上げて歓迎しました。占領期には農地改革による農村部の活性化、疎開工場の在地企業化などもありました。



● 現　代

昭和 27 年 (1952) の鳥取市大火災は、このような戦後復興に水を差すものとなりましたが、一方で、戦前からの都市計画を実現し、近代的都市へと成長する端緒ともなりました。昭和 28 年 (1953) には周辺 15 村と、さらに平成 16 年 (2004) には国府町、福部村、河原町、用瀬町、佐治村、気高町、鹿野町、青谷町と合併し、平成 17 年 (2005) には特例市に移行しました。平成 30 年 (2018) には中核市となり、近隣の岩美町・若桜町・智頭町・八頭町・兵庫県新温泉町と連携中枢都市圏を形成しています。(令和2年 (2020) には兵庫県香美町も参加しました。)

鳥取砂丘はこの間、本市を代表する観光地として、大切に保存活用されてきました。昭和 30 年 (1955) の国天然記念物指定、昭和 38 年 (1963) の国立公園昇格、平成 22 年 (2010) の世界ジオパークネットワークへの加入、平成 24 年 (2012) の「鳥取砂丘砂の美術館」開館などの節目となる出来事のほか、ボランティアによる除草作業など砂丘を守る地道な取り組みも続けられています。令和元年 (2019) には、鳥取を代表する民俗芸能である麒麟獅子舞（国重要無形民俗文化財）とともに、鳥取砂丘を含む連携中枢都市圏の歴史文化遺産で構成される日本遺産「日本海の風が生んだ絶景と秘境 - 幸せを呼ぶ霊獣・麒麟が舞う大地“因幡・但馬”」が認定されています。

昭和 42 年 (1967) の鳥取空港完成、昭和 53 年 (1978) の鳥取駅の高架化など、特に本市の中心部での近代化が大きく進む中で、昭和 60 年 (1985) には国民体育大会わかとり大会、平成元年 (1989) には「89 鳥取・世界おもちゃ博覧会」が開催されました。平成 25 年 (2013) には鳥取自動車道が全線開通し、念願だった高速道路網の整備が飛躍的に進みました。

平成 26 年 (2014) には、伝統芸能である因幡の傘踊（県無形民俗文化財）をもとに市民の祭りとして始められた「しゃんしゃん祭」が 50 周年を迎え、「傘踊り（アンブレラダンス）」の参加人数の世界記録を達成し、ギネス世界記録に認定されました。

(7)鳥取市の災害史

市内で発生している主な災害は水害、地震、火災が挙げられます。それぞれの災害については以下のとおりです。

1）風水雪害

本市を南北に貫き日本海に注ぐ千代川は、延長 56.8 ㎞の急勾配の河川で、昭和初期に河口付近を改修するまでは幾度となく氾濫を繰り返してきました。もともと鳥取平野は古代から潟湖（ラグーン地帯）であったため、水はけが悪く、それを埋め立てて、現在の市街地が形成されていることを考えても水害に遭いやすい地形といえます。鳥取藩医・中本友直の『五水記』には、文禄2年 (1593) の高麗水、寛永 12 年 (1635) の遷封水、延宝元年 (1673) の植付水、享保 14 年 (1729) の酉年水、寛政7年 (1795) の卯年水の5つの大洪水が記録されています。寛政7年 (1795) の洪水については『五水記』以外にも『因溢物語』に洪水の惨状・藩の処置・町人協力の状況などが記録されています。このときの洪水でも多くの被害が生じ、浜坂には享和元年 (1801) に洪

水犠牲者の供養塔が建立され今なお残っています。明治以降今日までの洪水の歴史をたどってみると鳥取地域で大小 130 回以上を数えます。明治期には3回大洪水が発生し、多くの被害が生じています。大正期にもやはり3回大洪水があり、中でも大正7年 (1918) の豪雨では大正5年 (1916) に国府町美歎(みたに)地区に完成した水源地の貯水堰堤(ちょすいえんてい)が崩壊し、下流の美歎地区に甚大な被害が生じています。この時の市内の浸水最高位を示すプレートが若桜街道に標示されています。昭和期に入ると千代川河口や河川改修、新袋川の開削などが国の事業として行われ、被害は軽減されたものの、昭和9年 (1934)、昭和 34 年 (1959)、昭和 36 年 (1961) などの大型台風の際には大きな被害が生じています。近年は地球温暖化等により大型台風、梅雨や秋雨前線の活動が活発になり大雨の被害が頻発しており、今なお水害の危機に瀕していると言えます。

また山陰地方は、12 月下旬から3月下旬にかけて雪が多く降り雪害も多く発生しています。本市における豪雪による被害は、全国的に大きな被害を及ぼした「昭和 38 年1・2月豪雪」（通称：三八豪雪(さんぱちごうせつ)）があり、災害救助法が適用されました。このほかにも昭和 52 年 (1977) 2月、昭和 59 年 (1984)、平成 29 年 (2017) 1月から2月の3回の豪雪が挙げられます。記憶に新しいところでは、平成 29 年 (2017) 1月 22 日から 25 日、同年2月9日から 12 日に鳥取県東部地域を襲った記録的な大雪では、山間部では1mを超え、市内でも 90cm を超える積雪となり、人的被害や家屋等の倒壊が発生する災害となりました。この大雪は国土交通省をはじめ、県や本市の除雪能力を超える降雪が長時間継続したため、市内では、道路交通網の大規模障害、公共交通機関（路線バス・鉄道・航空機）の運休、広域停電、漁船の転覆、農業用ビニールハウスの倒壊、休校に伴う学校運営の支障等が生じ市民生活に大きな影響をもたらしました。

2）震　災

文献等による記録はありませんが、湖山池畔にある高住平田遺跡や高住井手添遺跡の地層には中世頃に発生した地震による地層の変状が認められています。また昭和 53 年 (1978）に行われた鹿野断層に関する活断層の調査では約 8,000 年前から 4,000 年前に一つの活動があったことが知られています。なお、これまで市内で行われた発掘調査では津波による堆積物を確認することができていないことから、縄文時代以降に日本海沖を震源とした大きな津波を伴う地震は発生していないと考えられます。

記録が残っている江戸時代の寛政年間から天保年間 (1789 ～ 1844) までは、大小合わせて約 100 回の地震が記録されているほか、宝永7年 (1710) と正徳元年 (1711) の地震は因幡・伯耆ともに家屋などに被害が生じたことが記録されています。近代以降、本市で最も大きな被害が生じた地震は、昭和 18 年 (1943) 9月 10 日に発生した鳥取大地震です。震源地は吉岡温泉から鹿野にかけての断層と言われており、地震の規模を示すマグニチュードは、M7.2 で鳥取地域は震度6を記録しています。その被害は甚大で、死者 1,210 名、負傷者 3,860 名、家屋全壊 13,295 戸、半壊 14,110 戸と記録され、市街地の約 85％が被災したと言われています。この地震によって鹿野町末用(すえもち)地区内の水路は上下左右にずれ、その地震断層の痕跡は県指定天然記念物に指定され、

現在でも見ることができます。また秋里遺跡や山ヶ鼻遺跡の発掘調査では、この地震による液状化現象の痕跡を確認しています。鳥取大地震以降、本市を震源とする大きな地震は発生していませんが、平成 12 年 (2000) には鳥取県西部地震 (M7.2)、平成 28 年 (2016) には鳥取県中部地震 (M6.6) が発生しており、鳥取県中部地震では震源に近い本市西部地域で家屋の半壊や土砂崩れなどの被害が生じています。

3）火　災

江戸時代、鳥取城下の大規模な火災があったのは 14 回を数え、それ以後も鳥取市街地を焼失した大火は 20 回を数えます。享保5年 (1720) の石黒火事では鳥取城内の大部分が焼失し、その後の改修では延焼を防ぐために火除地などが設けられています。

また、文化9年 (1812) の佐橋(さばせ)火事は城下の大半が焼失したことが記録されています。

近年の火災で被害が大きかったものは、昭和 27 年 (1952) の鳥取市大火災があげられます。この大火は、4月 17 日午後2時 55 分ごろ吉方の市営動源(どうげん)温泉付近から出火し、フェーン現象による強風と相まって瞬く間に広がり、市街地の約 2/3 が焼失し、死者は2名だったものの、約 24,000 人が罹災しました。この時焼失を免れた建物は現在もいくつか残っており、五臓圓(ごぞうえん)ビルは国登録有形文化財になっています。この火災後は不燃都市を目指す都市計画のための区画整理事業が決定され、若桜街道筋 1,300 m は防火建築帯として、鉄筋コンクリートとブロック造のビル建築街に生まれ変わりました。現在でもこの大火を教訓に火災予防活動が行われています。鳥取市大火災以降に発生した大きな火災としては昭和 46 年（1971）10 月 19 日に発生した鳥取駅前火災が挙げられます。この火災では駅前の店舗等 32 棟、約 6,181 ㎡が焼失し、駅前の区画整理が進展しました。

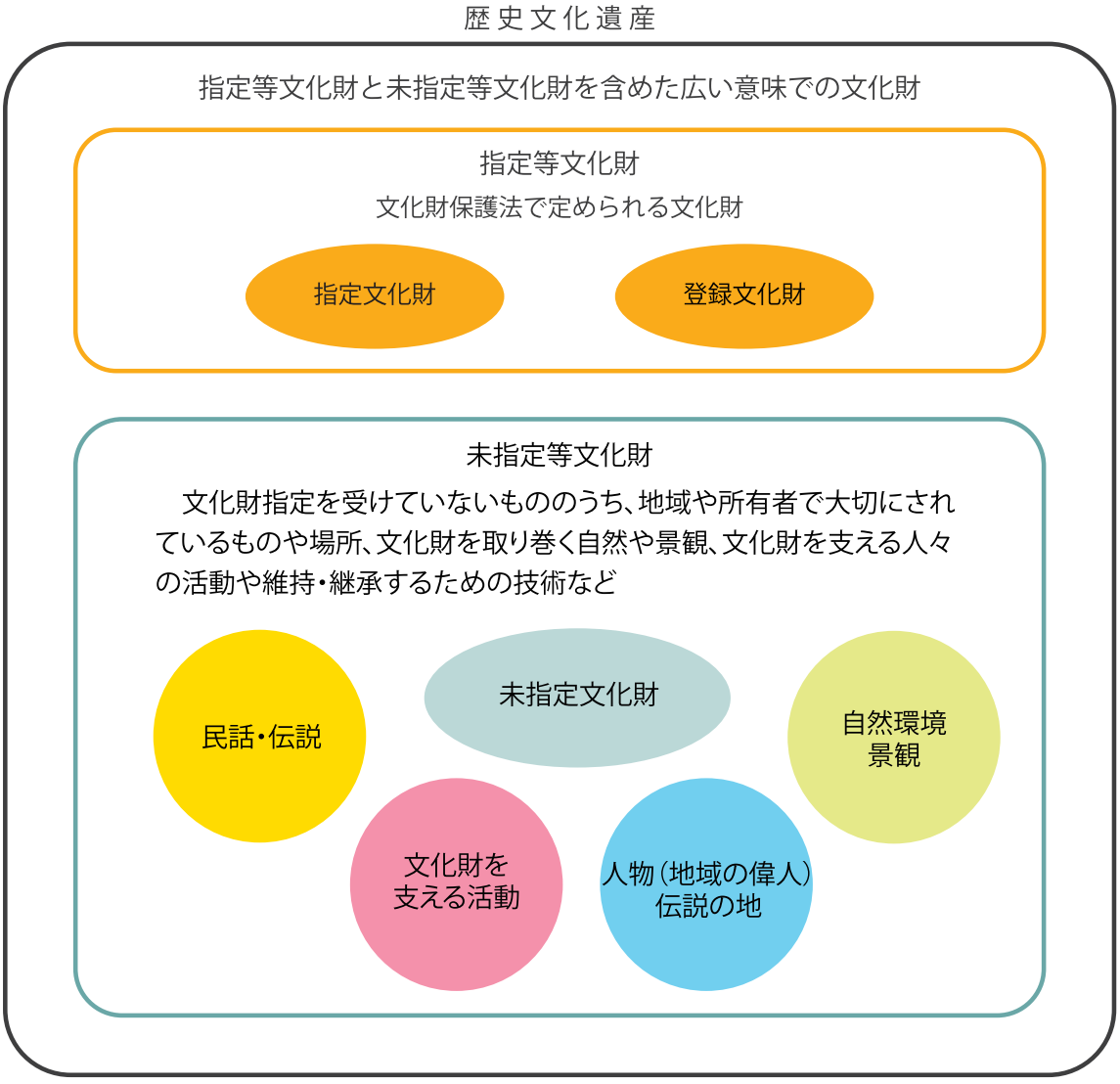
このほか合併前の町村でも火災は発生しており、その多くはフェーン現象が原因とみられ、4月から6月に集中しています。中でも大火と呼ばれる程大きな火災は気高町、国府町、佐治町で記録されています。気高町の姫路村では明治年間 (1868 ～ 1912) に「新屋火事」、「岡田火事」、「寺田火事」の3回の大火があり、このうち寺田火事では、65 戸中 61 戸が類焼したと記録されています。国府町では、大正 14 年 (1925) 5月に 64 戸中 61 戸が焼失する「雨滝(あめだき)大火」、昭和 13 年 (1938) 4月に 72 戸中 41 戸が焼失する「上地(わじ)大火」が発生したことが記録されています。佐治町では「加瀬木(かせぎ)大火」と呼ばれる火災が、昭和 15 年 (1940) 5月に発生し、わずか2時間で加瀬木集落の 67 戸 130 棟が全焼し、350 人が罹災しました。火災の翌日には鳥取県へ火災救助の依頼を行うなどすぐさま復興に向けて立ち上がったことが記録されています。

このように各地域で火災の被害はたびたび起こっていますが、消防組織の体制や防火対策の整備が進んだことや火災後の復興事業によって地域の活性化につながった面もありました。

5. 鳥取市の歴史文化遺産

(1)歴史文化遺産の考え方

これまでの文化財保護行政では、文化財の価値の高いものを類型ごとに指定・登録し、保存・活用の措置を講じることが中心でした。しかし、歴史文化基本構想は文化財単体ではなく、文化財を取り巻く周辺の環境も含めて幅広く捉え、総合的に保存・活用を図るための構想です。このため本構想では未指定の文化財と文化財を取り巻く環境を「未指定等文化財」と呼び、指定等文化財とそれらを含めた文化財全体を「歴史文化遺産」と呼びます。



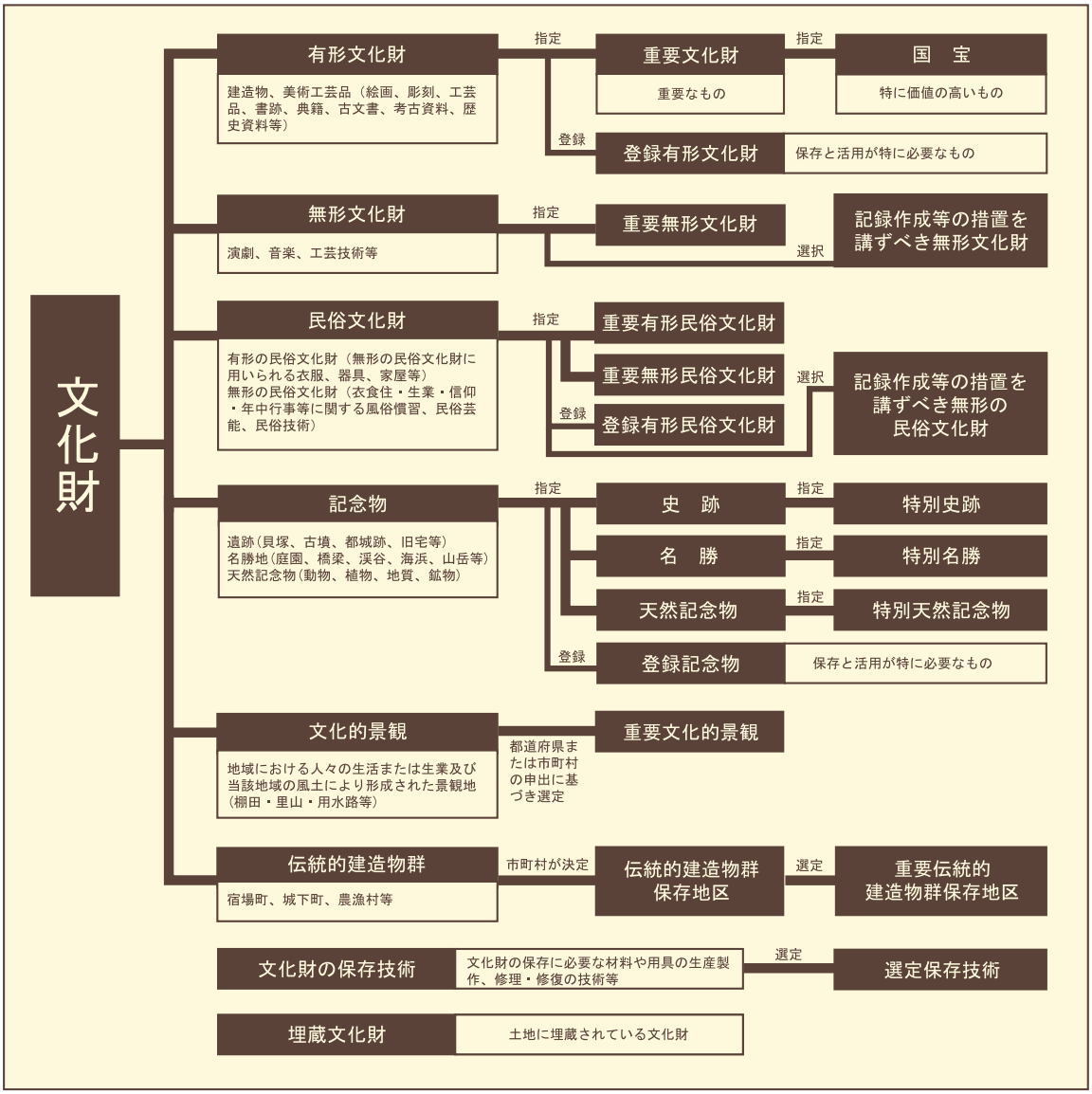
歴史文化遺産の考え方

(2)鳥取市の指定等文化財の現状

1) 文化財の体系

日本には、はるか昔より様々な文化が栄え、受け継がれる中で変化していきました。その中で実に多くの貴重な文化が創り出され、今日の世代まで守り伝えられてきました。文化財保護法では、文化財を有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観及び伝統的建造物群の6分野として定義しており、以下はその体系図となります。

これらのうち、わが国にとって歴史的・芸術的・学術的価値が高いとされるものを「指定」、「登録」及び「選定」し、重要文化財や登録有形文化財、重要文化的景観などとしています。重要文化財や史跡の中でも特に価値の高いものを国宝や特別史跡などとして指定しています。



● 文化財体系図

2）文化財等指定の現状

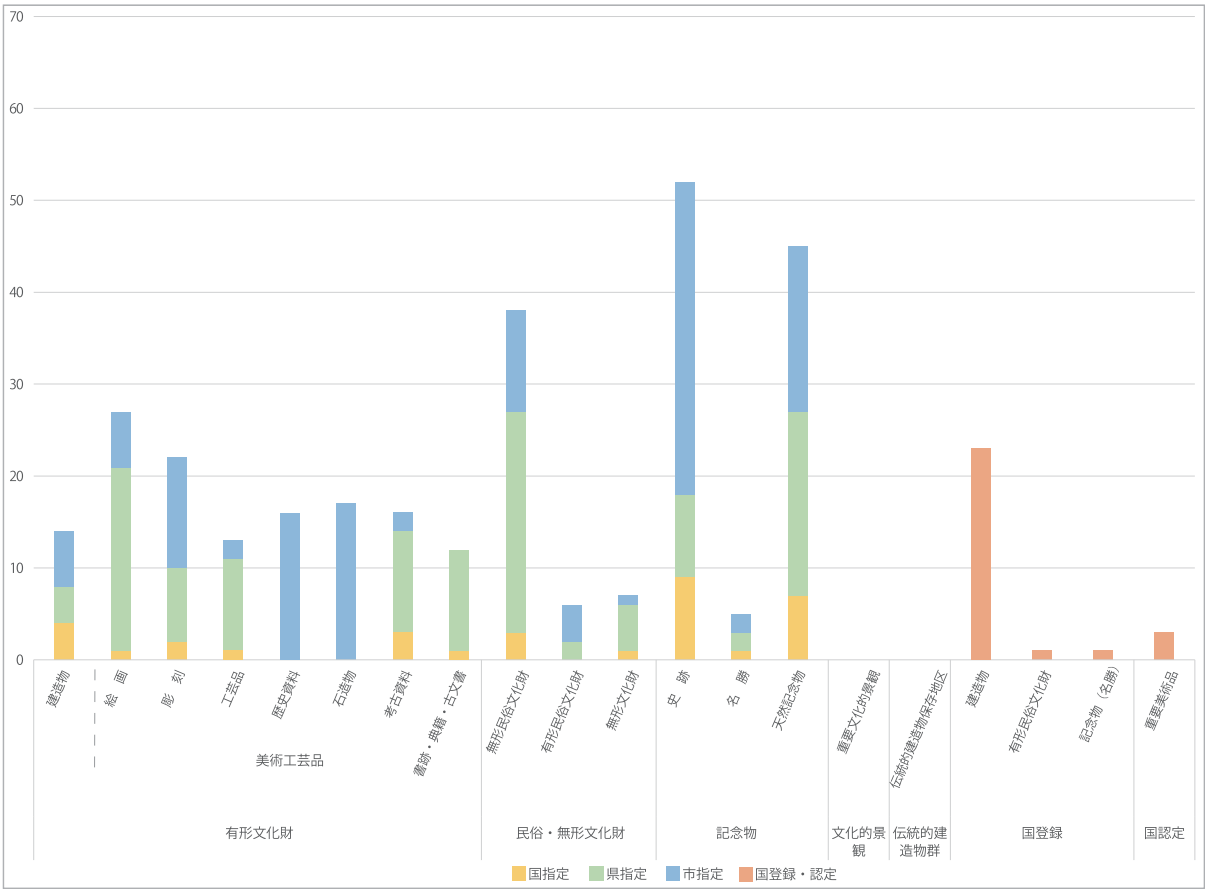
本市に所在する指定文化財は、国指定 33 件、県指定 124 件、市指定 131 件、計 288 件のほか、国登録有形文化財が 25 件（うち建造物は 23 件 58 棟）、国重要美術品3件で、合計 316 件が指定または登録を受けていますが、国宝・特別史跡の指定はありません。（令和3年 (2021) 3月 31 日時点）

指定の種類別では、有形文化財に比べ史跡と天然記念物の指定件数が多く、また無形民俗文化財と国登録文化財の指定件数が多いのも特徴と言えます。

種別／指定別	有形文化財								民俗・無形文化財		
	建造物	美術工芸品							無形民俗文化財	有形民俗文化財	無形文化財
		絵画	彫刻	工芸品	歴史資料	石造物	考古資料	典籍・古文書			
国指定	4	1	2	1	0	0	3	1	3	0	1
県指定	4	20	9	8	0	0	9	11	24	2	5
市指定	6	6	12	2	16	17	2	0	11	4	1
計	14	27	22	13	16	17	14	12	38	6	7

種別／指定別	記念物			重要文化的景観	伝統的建造物群保存地区	合計指定文化財
	史跡	名勝	天然記念物			
国指定	9	1	7	0	0	33
県指定	9	2	20	0	0	124
市指定	34	2	18	0	0	131
計	52	5	45	0	0	**288**

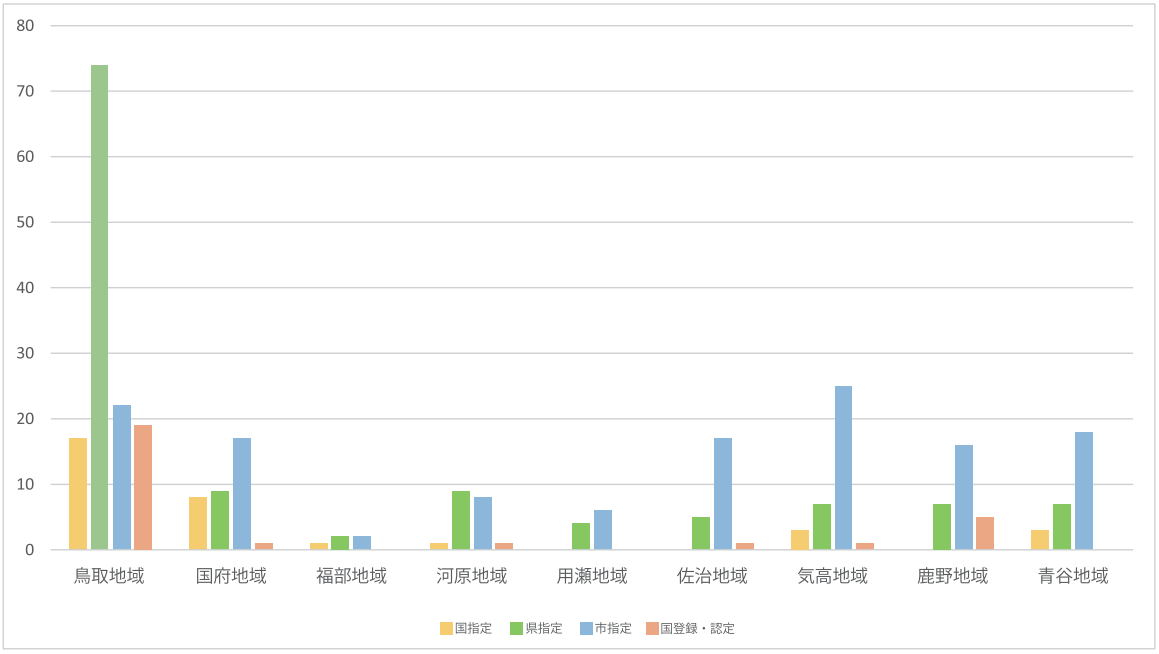
国登録			国認定	国登録文化財・合計	指定・登録文化財合計
建造物	有形民俗文化財	（記念物（名勝））	重要美術品		
23	1	1	3	28	61
−−	−−	−−	−−	−−−	124
−−	−−	−−	−−	−−−	131
23	1	1	3	**28**	**316**



● 鳥取市に所在する指定・登録文化財

地域別で確認すると、鳥取地域の指定件数が際立って多く、次いで国府地域と気高地域の指定件数がほぼ同数、最も少ないのが福部地域で、指定件数にも地域差が生じています。

文化財種別＼地域		鳥取地域	国府地域	福部地域	河原地域	用瀬地域	佐治地域	気高地域	鹿野地域	青谷地域	合計
指定文化財	国	16	8	1	1	0	0	4	0	3	33
	県	74	9	2	9	4	5	7	7	7	124
	市	22	17	2	8	6	17	25	16	18	131
登録有形文化財		19	1	0	1	0	1	1	5	0	28
計		131	35	5	19	10	23	37	28	28	316



地域ごとの文化財指定数

①　有形文化財

建造物では、「樗谿神社本殿・唐門・拝殿及び幣殿」(国重要文化財)や「聖神社本殿、幣殿及び拝殿附透塀及び棟札16枚」(県保護文化財)などの近世の社寺建築から、「仁風閣」や「福田家住宅」などの住宅建築に加え、「旧美歎水源地水道施設」(いずれも重要文化財)など近代化遺産に関わる施設が指定されています。



● 樗谿神社(現鳥取東照宮)



● 仁風閣

登録有形文化財のうち、建造物は23件(58棟)が登録されており、住宅建築13件(37棟)、次いで社寺建築6件(17棟)となっています。住宅建築では、「大井家住宅主屋」や「原田家住宅主屋」などの近世から近代の住宅が登録されています。一方、社寺建築では、「摩尼寺本堂・鐘楼・山門」を始め、「山王日吉神社本殿」など近世の社寺建築が登録されています。登録された建造物の多くが近世のもので、近世の住宅建築の多くは鹿野町内に所在しています。このほか、戦後の民藝運動の重要な一翼を担った吉田璋也が設計した「鳥取民藝美術館」のほか、土木構造物として昭和26年(1951)に建設された「杣小屋拱堰堤」が登録されています。

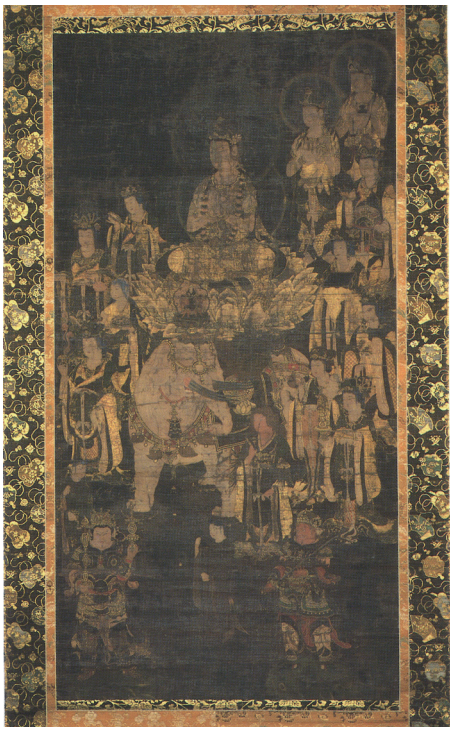


● 原田家住宅主屋(鹿野町)



● 杣小屋拱堰堤(河原町)

絵画や彫刻などの美術工芸品では、「絹本著色普賢十羅刹女像」などの仏画や「木造薬師如来及び両脇侍坐像」などの仏像彫刻、「梵鐘」「金字法華経(巻第二、第四)」など(いずれも国重要文化財)は、いずれも中世から伝わる仏教文化に関連するものです。なかでも特徴的なのが、「絹本著色富士見西行図」や「絹本著色東方朔図」(いずれも県保護文化財)など、鳥取藩御用絵師等による近世の作品が18件と、絵画指定件数の約2/3を占め、「太刀銘(表)信濃大掾藤原忠国銚剣(飾太刀)拵」(県保護文化財)などの鳥取藩主池田家に関わる作品も多数指定されています。



● 絹本著色普賢十羅刹女像　個人蔵



● 太刀銘(表)「信濃大掾藤原忠国銚剣」(飾太刀)拵　鳥取東照宮所蔵
写真提供:鳥取県立博物館

②　無形文化財

無形文化財では、現在市内には国・県・市合わせて指定7件、保持者・認定団体は6件となっています。本市には県内では唯一、国指定工芸技術に指定された「白磁」の保持者として前田昭博氏が認定されています。このほか、本市の伝統産業でもある和紙では「因州青谷こうぞ紙」、「因州佐治みつまた紙」が手漉き和紙としてそれぞれの団体が認定され、「紙布」、「染織」では山下健氏が、「七宝」では橋詰峯子氏が認定されています。(いずれも県指定)



● 因州佐治みつまた紙
写真提供:有限会社 かみんぐさじ



● 因州青谷こうぞ紙　写真提供:鳥取県

③　民俗文化財

本市は無形民俗文化財の指定件数が多く、国3件・県 24 件・市 11 件、合わせて 38 件が指定されています。本市には霊獣の麒麟を想起させる獅子頭を用いた麒麟獅子舞と通常の神楽獅子を使う獅子舞の2種類の獅子舞が残っていますが、麒麟獅子舞は因幡・但馬地域を中心に舞われており、地方の特色をよく表していることから国の指定を受けています。この麒麟獅子舞は、日本遺産『日本海の風が生んだ絶景と秘境－幸せを呼ぶ霊獣・麒麟が舞う大地「因幡・但馬」』の構成文化財となっており、初代鳥取藩主・池田光仲が、慶安3年 (1650) に鳥取の樗谿に日光東照宮の御神霊を祀る因幡東照宮 (現鳥取東照宮) を建立し、承応元年 (1652) その祭礼を創始した際に、猩々（しょうじょう）と共に舞う獅子舞を祭礼行列に取り入れたことを源流としています。

市の無形民俗文化財に指定されている「佐治谷話」は、佐治地域で語り継がれているユーモラスな話が評価されています。このほか湖山池の「石がま漁」と気高地域で行われる「ため池における魚伏籠（うおぶせかご）（ウグイ）漁」(通称：うぐい突き漁) の2件の漁法が指定されているのも特徴といえます。

有形民俗文化財は国指定のものはなく、県2件・市4件合わせて6件が指定されています。県指定は「馬場八幡人形芝居道具」、「宇倍神社御幸祭祭具」、市指定は「嶋人形一式」など人形芝居道具や民俗行事に使用されるものだけではなく、地域の生業に使用された佐治町の「うるしかきの用具」（市指定）が含まれています。このほか「佐治の板笠製作用具及び製品」が国登録有形民俗文化財になっています。



● 湖山池の石がま漁



● 佐治のうるしかきの用具
写真提供：鳥取市歴史博物館



● 賀露神社の麒麟獅子舞

④　記念物

本市の記念物指定で最も多い史跡関係 52 件のうち、古墳が 31 件を占めており、市内全域に渡って古墳が所在していることは、本市の特徴の一つといえます。特に「梶山古墳」(国指定) は、変形八角形の墳丘に彩色壁画を持つ石室が確認されており、全国的にも注目される古墳です。このほか遺跡の中心部を区画する溝と大規模な護岸施設、水田跡などが発掘された「青谷上寺地遺跡」や、国府地域の「因幡国庁跡」、「栃本廃寺跡」(いずれも国指定) のように、古代から中世にかけて因幡国の様子を物語る遺跡が指定されています。

また「鳥取城跡 附 太閤ヶ平（とっとりじょうあと つけたりたいこうがなる）」(国指定) や「鹿野城跡」(市指定) など、中世から近世までの主要な城跡も指定され、特に鳥取市街地にある久松山に築かれた鳥取城跡は市のシンボルとして親しまれています。



● 梶山古墳全景



● 鳥取城跡附太閤ヶ平

天然記念物は、「鳥取砂丘」（国指定）や、「ナウマンゾウ牙（温泉津沖日本海底産）」(県指定)・「扇ノ山（おうぎのせん）の火山弾」(県指定)、「離水海食洞（りすいかいしょくどう）」(市指定) など、鳥取平野の形成も含めた日本列島のなりたちを知るうえで貴重なもののほか、「倉田八幡宮社叢」や「松上神社のサカキ樹林」（いずれも国指定）など本市の往時の植生を知るうえで貴重な原生林として守られてきた豊かな自然が指定されており、本市の特徴を表しています。動物では「キマダラルリツバメチョウ生息地」や千代川水系では特別天然記念物「オオサンショウウオ」（いずれも国指定）の生息が確認されています。



● 扇ノ山の火山弾



● 倉田八幡宮社叢

写真提供：鳥取県立博物館

名勝としては、「観音院庭園」（国指定）や「興禅寺庭園」（県指定）、「宝隆院庭園」（市指定）など、近世における池田家に関連する寺院内の庭園が指定を受けています。また庭園以外には「三滝渓」（県指定）が指定されています。このほか古来から因幡地方の霊地である「摩尼山」が登録記念物に登録されています。

⑤　文化財保存技術

本市には選定保存技術の保持者や保存団体はありませんが、文化財庭園保存技術者協議会や文化財石垣保存技術協議会、全国手漉和紙用具製作技術保存会等に会員として加入する伝統技術の習得者や、現代の名工などの職人が活動しています。

⑥　埋蔵文化財

本市は豊かな自然環境に恵まれ、古くから人々が活発に活動し、その活動の痕跡が多く残され埋蔵文化財包蔵地として登録されています。現在、市内には約 5,000 ヶ所が登録されており、そのうち約 4,200 ヶ所が古墳です。市内はもとより鳥取県下でも古墳が多く登録されており、鳥取県の特徴といえます。

なお、文化的景観及び伝統的建造物群は選定がありません。（令和3年3月時点）



● 鳥取市遺跡分布図の一例（多鯰ヶ池周辺）

(3)鳥取市の歴史文化遺産調査の現状と課題

本構想の策定にあたっては、地域の文化財をその周辺環境も含めて総合的に把握したうえで、地域の歴史文化の特徴を適切に捉え、その特徴を明確にする必要があります。ここでは、これまでに刊行されている合併前の市町村史や県史、地域や公民館などが刊行した文献・資料、鳥取県、文化庁が実施している悉皆(しっかい)調査などをもとに、指定・未指定に係わらず地域別の文化財リストを作成し、それらをデータベース化することにより、地域別・種類別に整理し、市内の歴史文化の現状の把握と課題の抽出を行いました。

1）有形文化財

①　建造物

民家の悉皆調査は、昭和 47 年度 (1972) に鳥取県が事業主体となり、県下の民家形式の概要の把握と代表的な民家の保存を目的に実施しています。調査では、県内の古民家 108 件をリストアップし、39 件 (本市8件) の民家で実査され、15 件を保存対象の民家として挙げています。現在の指定状況は、国指定6件 (本市1件)、県指定5件 (本市2件)、市町村指定0件、国登録 57 件、未指定 28 件となっています。このほか本市では、昭和 62 年度 (1987) に昭和 47 年度 (1972) の調査対象に含まれなかった6件を含む民家8件をリストアップし、そのうち1件が国指定、2件が県指定となっています。

昭和 61 年度 (1986) には、鳥取県が事業主体となり、近世社寺建築の構造・意匠及び保存状況等に関して基礎資料を得ることを目的に調査が行われ、県内の社寺 108 件（本市 21 件）の詳細調査が実施されています。このうち本市では1件が県指定、2件が国登録になっています。

平成8・9年度 (1996・1997) には鳥取県が事業主体となり、近代化遺産の調査が行われ、県内の分布状況及び実状の把握、個々の近代化遺産の近代史上に占める位置などを明らかにする等の総合的な把握調査が実施されています。調査では農林漁業・鉱業・醸造業などの「産業」、鉄道・道路などの「交通・土木」、行政・教育・文化・生活などを「その他」に分類し、県内の近代化遺産 614 件（本市 182 件）がリスト化されています。そのうち 83 件（本市 17 件）が詳細調査され、そのうち「旧美歎水源地水道施設」が国重要文化財、「樗谿グランドアパート」が市の保護文化財に指定されています。

平成 15 年度 (2003) から平成 17 年度 (2005) にかけて、鳥取県が事業主体となり、近代和風建築の県内の実態を把握し、今後の保護対策を講ずることや調査研究に資することを目的に調査が実施されています。1 次調査で 2,527 件（本市 923 件）がリストアップされ、このうち 99 件（本市 29 件）について詳細調査が行われています。このうち本市では1件が県指定、6件が国登録になっています。

このほか、平成 16 年度 (2004) には鳥取市から委託を受けた公立鳥取環境大学浅川滋男教授の研究室が、本市に存在する歴史的建造物を把握するための文化財建造

物マップの作成や市指定建造物の文化財的価値の検討を行っています。

建造物の悉皆調査に関しては昭和 47 年度以降、民家や社寺建築、近代和風建築と段階的に鳥取県が事業主体となり調査を実施しており、県内はもとより市内の実態把握が進められてきました。その中で文化財的価値が高く、保存の優先度が高いものは国・県・市の指定を受け、所有者の意向によって国の登録有形文化財に登録され、保存・活用が図られてきました。このうち旧池内邸は、平成 16 年度 (2004) に本市が建物の寄附を受け、平成 19 年度 (2007) に国登録有形文化財に登録し、現在は高砂屋（城下町とっとり交流館）として活用を図っています。

一方、未指定の建造物については、生活様式の多様化やバリアフリー化、少子高齢化、担い手不足、建造物の老朽化、空き家化など様々な要因により、解体や増改築が進んでおり、その保存と継承は厳しい状況にあるといえます。

報告書名または調査名	調査主体	調査年度
鳥取県民家緊急調査	鳥取県	昭和 47 年度
鳥取県近世社寺建築緊急調査	鳥取県	昭和 61 年度
鳥取県近代化遺産総合調査	鳥取県	平成 8 ～ 9 年度
鳥取県近代和風建築総合調査	鳥取県	平成 15 ～ 17 年度
鳥取市歴史的建造物調査研究 －鳥取市歴史的建造物等のデジタル処理による目録・地図作成－	浅川滋男	平成 16 年度

● 建造物調査一覧

②　美術工芸品

絵画については、鳥取県立博物館や鳥取市歴史博物館などが展覧会や収集保存等といった通常の活動の中で調査を実施し、その成果をもとに優品については順次文化財指定を進めています。とりわけ鳥取藩の御用絵師の作品については、調査や指定が進んでいます。彫刻については、平成 14 年度 (2002) から 15 年度 (2003) にかけて鳥取県立博物館が指定文化財の仏像を中心に調査を実施しています。書跡や古文書等については、鳥取県立公文書館が中心となり、平成 18 年度 (2006) から県史編さん事業の中で悉皆的な調査を実施し、目録等が作成されています。このほか平成 30 年度 (2018) から本市が事業主体となり、鳥取東照宮の別当寺である大雲院が所有する文書、典籍、絵画類などの資料調査を実施しています。

考古資料については、鳥取県が博物館や個人所有の資料を中心に指定に向けた調査を実施していますが、近年は発掘調査で出土した資料の再整理と再評価を行っています。本市では、地域に残っている石造物は、鳥取県立博物館が保管する「鳥取県下の石造物調査」の昭和 60 年（1985）2月から平成8年（1996）6月の成果を援用し、手書き調査カード内容の文化財リストへの反映、35 ㎜ネガ画像のデジタル化や、各位

置図の最新詳細地図への落とし込み等を実施するとともに、当初の調査で把握できなかった石造物や前回調査で確認したものの所在確認調査を実施しました。

今回把握した石造物では、（1）青谷・気高地域に所在する神社の礼拝石は扇形のものが多く、ほかの地域では造られていない、（2）鳥取市街地を中心に本市全域に力士塚がみられることが挙げられます。また、青谷地域出身の石工「川六（かわろく）」は、地域の中で特徴的な狛犬や灯籠、地蔵などを作っており、市内 38 基、市外2基が確認されています。

美術工芸品は博物館施設だけではなく個人や社寺が所有しているものが多く、市内全体の把握は極めて難しく、災害等による毀損（きそん）や滅失の可能性が高いといえます。また、石造物については道路沿いに置かれているものが多く、道路拡幅や開発事業によって移転や滅失して不明なものもあり、今後も全体を把握する調査を継続していく必要があります。

2）無形文化財

昭和 59 年度 (1984) から昭和 60 年度 (1985) にかけて、県内市町村の諸職の調査が行われ、市内の伝統技術の把握が行われました。また平成 17 年度 (2005) から平成 19 年度 (2007) にかけて鳥取県が事業主体となって、無形・民俗文化財（工芸技術、民俗技術等）の調査が再度行われ、陶芸6件、染織2件、手漉和紙7件、傘づくり2件など工芸技術の保持者が確認されています。

本市の伝統産業である因州和紙の生産は、青谷地域と佐治地域で行われており、伝統的な手漉き和紙を製作する伝統工芸士が活動しています。また市内には多くの陶芸の窯元があり、中でも国重要無形文化財「白磁」保持者の前田昭博氏が活動する河原地域の西郷地区では陶芸が盛んに行われ、地域が中心となって県外から作家の受け入れを行い、「いなば西郷工芸の郷」づくりを進めています。これは、空き家対策とともに地域に伝統産業を広げる取り組みとして注目されています。このほか本市の夏に行われるしゃんしゃん祭りや民俗芸能の因幡の傘踊に使用される傘は、竹の骨組みに和紙を張り付けたもので、本市の特徴的な伝統工芸といえます。

昨今の生活様式の変化や職業の多様化等により、工芸技術や民俗技術等については後継者不足が深刻であり、後継者がおらず途絶えてしまった技術もあることから、後継者の育成が課題といえます。

報告書名または調査名	調査主体	調査年度
鳥取県諸職関係民俗調査	鳥取県	昭和 59 ～ 60 年度
無形・民俗文化財（工芸技術、民俗技術等）調査	鳥取県	平成 17 ～ 19 年度

● 無形文化財調査一覧

3）民俗文化財

①　無形民俗文化財

無形民俗文化財の調査は、昭和 39 年 (1964) に行われた鳥取県民俗資料緊急調査を皮切りに何度か実施されており、主な調査報告書については以下のとおりです。無形民俗文化財の中でも特徴的なものは、因幡一円で行われている獅子舞です。獅子舞は麒麟（きりん）を想起させる獅子頭を用いたものと、唐獅子（からじし）の獅子頭を用いたものの2系統が確認されています。麒麟獅子舞は因幡と但馬北部を中心に舞われていますが、鳥取藩初代藩主池田光仲が東照宮を勧請した際に始まったといわれています。活動休止中のものを含めて 146 件が確認されており、分布状況は鳥取地域を中心に福部地域、河原地域に集中し、鳥取地域から離れるに従い、数は減っていきます。一方唐獅子系獅子舞は、17 世紀以降に各地を回檀（かいだん）した伊勢太神楽（いせだいかぐら）に倣って始まったとされ、活動休止中のものを含めて 32 件が確認されており、佐治地域と鳥取地域の一部に分布しています。麒麟獅子舞は①麒麟を想起させる獅子頭を用いること②カヤと呼ばれる胴幕を用いること③猩々と呼ばれる役が付くことが共通点として挙げられますが、舞い方は同じではなく麒麟獅子舞ごとに差異が見られ、広範に分布していることが大きな特徴であるといえます。

このほか本市で行った調査としては、昭和 60 年 (1985) に国選択記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択された円通寺人形芝居の調査があります。また平成 26 年度 (2014) からは、手踊りの調査を断続的に実施していますが、この手踊りの調査では、初盆の家の軒先などで亡くなった人の供養等のために踊っていたものをリスト化し、実施していないものを含めて 33 件確認しています。

②　有形民俗文化財

平成 17 年度 (2005) には文化庁が調査主体となり有形民俗文化財の保存・収集状況の調査が行われ、博物館施設等が所蔵している資料の調査が行われています。その後、鳥取県史編さん事業の一環で、博物館施設が所蔵している地域の特徴ある民具又は民具コレクションの調査が行われ、佐治地域の板笠や漆かき用具、青谷地域の海女漁に関する資料、気高地域の魚伏籠漁に関する調査など、本市の特徴的な生業の調査が行われています。

民俗文化財についても、社会構造の変化や生活の多様化、核家族化によって、後継者不足・年中行事等への参加者の減少が生じており、一度途絶えてしまうと後世に伝わらなくなってしまうことから、今後はさらに記録保存を進める必要があります。一方で一度途絶えてしまった民俗行事を再興する動きもあることから、このような動きを支援する仕組みも必要です。また、生活様式の変化により、個人が所有している生業や暮らしにかかわる民俗資料は急速に失われており、今後も調査・記録と必要な資料の収集保存に取り組む必要があります。

報告書名または調査名	調査主体	調査年度
鳥取県民俗資料緊急調査報告書	鳥取県	昭和 39 年度
鳥取県民俗文化財分布調査報告書	鳥取県	昭和 55 ～ 56 年度
鳥取県民謡緊急調査報告書	鳥取県	昭和 61 ～ 62 年度
鳥取県民俗芸能緊急調査報告書	鳥取県	平成 3 ～ 4 年度
鳥取県の祭り・行事調査報告書	鳥取県立博物館	平成 15 ～ 17 年度
因幡の麒麟獅子舞調査報告書	鳥取県	平成 26 ～ 29 年度
円通寺人形芝居調査報告書	鳥取市	昭和 63 ～平成元年度
民俗芸能（初盆踊り）調査	鳥取市	平成 26 年度

● 民俗文化財調査一覧

4）記念物

①　史　跡

埋蔵文化財に関する調査は古くから行われ、大正 10 年 (1921) に『鳥取縣史蹟名勝地調査報告書』が刊行されたのをはじめ、昭和初期までに市内のみならず県下の調査が行われています。現在の遺跡分布図のもとになった埋蔵文化財の調査は、昭和 47 年度 (1972) から 53 年度 (1978)、平成3年度 (1991) から8年度 (1996) にかけて全県的に行われた分布踏査（とうさ）です。この踏査は、鳥取県埋蔵文化財センターが主体となり、関係する市町村の職員と共同で行われました。現在確認されている本市の埋蔵文化財包蔵地は、約 5,000 か所に上り、近年の道路整備事業によってその数は増加しています。本市で行われた埋蔵文化財の記録保存調査の始まりは、昭和 42 年 (1967) の千代地区圃場整備事業に伴って行われた菖蒲（しょうぶ）廃寺発掘調査です。その後、高度経済成長の波が本市にも訪れ、膨大な開発事業が行われ、1970 年代には 32 件、1980 年代には 64 件、1990 年代には 107 件と調査件数は飛躍的に増加しています。しかし、景気が減退する 2000 年代になると 78 件、2010 年代 66 件と調査件数は減少していますが、高規格道路の姫路鳥取線整備事業や、鳥取西道路整備事業など大型公共事業によって調査面積は増加しています。これらの大型公共事業は本市の中でも遺跡が密集している地域に計画された結果、大型の前方後円墳の発見、貴重な出土遺物や重要な遺構が多数見つかり、中でも調査中に発見された本高 14 号墳は記録保存ではなく、急きょ現地保存が決定し、今後の活用が待たれています。

このほか、新鳥取県史編さん事業の中で発掘調査が行われた遺跡等について再整理を行い、遺物や遺跡の再評価が行われています。また、昭和 63 年度 (1988) から平成2年度 (1990) にかけて「歴史の道調査」、平成 10 年度 (1998) から平成 15 年度 (2003) にかけて「中世城館調査」が行われています。

これまで行われた発掘調査や踏査・文献調査によって、本市にとって重要な遺跡が

数多く確認されていますが、学術的な内容確認調査や範囲確認調査などが行われておらず、未指定になっているものが多くあります。また、遺跡は開発事業計画によって滅失する可能性があり、学術的な調査を積極的に実施する必要があります。

②　名　勝

名勝の調査については、鳥取県が事業主体となり、平成 16 年度 (2004) 及び平成 22 年度 (2010)、文化庁の近代庭園調査が平成 24 年度 (2012) にかけて行われています。平成 22 年度 (2010) の調査では7件、平成 24 年度 (2012) の調査では 5 件の調査が行われています。これらの調査は、県内の庭園や自然的名勝の実態や分布状況を把握し、今後の保存対策を講じることを目的に実施されています。本市ではこれらの調査をもとに、現在の管理状況や保存状況を確認するとともに、未調査となっている庭園の調査を平成 30 年度 (2018) から 41 件実施しました。

これらの中には、建造物の増改築に伴い改変を受けている庭園や、作庭以降に維持管理が困難になり、改変が行われている庭園などがあり、その際に文化財的な価値を損なう改変が行われているものも見受けられます。このほか、庭園としての維持管理が行われなくなり、樹木が大きく生長し庭園の阻害要因になっているものもあります。庭園は、寺院のほか個人所有の庭園があり、全体を把握するためには継続的な調査を実施する必要があります。

前述のように、本市には人文的名勝の指定はあるものの、自然的名勝の指定は1件しかないことから今後調査を実施する必要があります。

③　天然記念物

本市では、指定文化財になっている天然記念物が 45 件と多く、緑豊かな自然や地質が多く残っていることが分かります。天然記念物の悉皆調査は行われていませんが、指定文化財調査以外にも鳥取県名木 100 選や、鳥取市指定保存樹木などを選定する際に調査が行われています。また個別の調査として鳥取砂丘は昭和 36 年度 (1961) から 38 年度 (1963) に砂丘の保護管理及び付近海岸砂地地帯の土地利用及び飛砂被害防止等を目的に調査が行われ、その後継続的に調査が行われています。近年生息環境の悪化が懸念されている特別天然記念物のオオサンショウウオは、平成 15 年度 (2003) に調査が実施され、本市を含む県東部では、生息状況が芳しくないことが判明しています。このほか平成6年度 (1994) に赤波川（あがなみがわ）のおう穴群の実態把握・分布状況の調査や、平成 20・21・29 年度（2008・2009・2017）にキマダラルリツバメの生息状況について調査が行われています。

天然記念物は生息地等の環境のみならず、指定地周辺の環境にも左右されやすく、近年の豪雨や猛暑・暖冬などによって生息環境の悪化がみられ、その生存が脅かされています。また人為的に採取されるなどの被害もあり、必ずしも良好な環境とはいえないのが現状です。今後は生息地だけではなく、周辺の環境についても考えていく必要があります。

報告書名または調査名	調査主体	調査年度
鳥取縣史蹟名勝地調査報告書	鳥取県	大正 10 ～昭和 14 年度
歴史の道調査報告書	鳥取県	昭和 63 ～平成 2 年度
鳥取県中世城館詳細分布調査	鳥取県	平成 10 ～ 15 年度
気高町内城館跡調査報告書	気高町教育委員会	平成 5 ～ 7 年度
赤波川おう穴調査報告書	用瀬町教育委員会	平成 6 年度
鳥取の名勝庭園調査	鳥取県	平成 16・22 年度
特別天然記念物オオサンショウウオ調査	鳥取県	平成 15 ～ 18 年度
キマダラルリツバメチョウ生息調査	鳥取市	平成 20・21・29 年度
近代庭園調査	文化庁	平成 24 年度

● 史跡名勝天然記念物調査一覧

5）文化的景観

本市では文化的景観に関する調査は実施していませんが、福部地域の砂丘地で見られるラッキョウ畑の景観や、亀井茲矩が干拓した気高地域の日光地区の田園風景、青谷地域の夏泊（なつどまり）の漁村風景など、自然と人の生業が調和した景観が残っている地域があります。しかしこれらの地域では、後継者不足などによる耕作放棄地が生じるなど、歴史的な変化が起こっており、今後は、こういった地区の文化的景観の調査を進める必要があります。

6）伝統的建造物群

本市では前述のとおり個別の建造物の調査は行われていますが、歴史的な集落や町並みといったある一定のまとまりのある範囲についての調査は行われていません。しかし本市には、鹿野の城下町や用瀬・河原などの宿場町、佐治地域の農村集落など歴史的なまとまりをもつ地域が確認されています。先に挙げた鹿野の城下町は、鳥取市景観形成条例の景観計画の中で景観形成重点区域に指定されており、鹿野城下町景観ガイドラインによって修景等が行われています。建造物の調査と合わせて伝統的建造物群としての調査にも取り組んでいく必要があります。

7）文化財の保存技術

本市には選定保存技術の保持者や保存団体はありませんが、文化財庭園保存技術者協議会や文化財石垣保存技術協議会、全国手漉和紙用具製作技術保存会に加入している会員、現代の名工に選ばれた職人などが個人として活動しています。鳥取城跡の石垣や伝統芸能の傘踊り、伝統工芸の因州和紙といった本市を代表する文化財を将来にわたって残していくためには、文化財の保存技術の継承が不可欠です。今後は文化財保存のための選定技術の把握や保持者の養成、現在活動している方の後継者の育成を図るための調査を実施する必要があります。